

評価人候補者選考試験 受 験 案 内

横浜地方裁判所
評価人候補者選考委員会

試験の名称	評価人候補者選考試験 この選考試験に合格すると、評価人の候補者として名簿に登載されます。 執行裁判所は、不動産に対する強制競売又は担保不動産競売事件において、名簿 に登載された評価人候補者から評価人を選任し、不動産の評価を命じます。
受付期間	平成30年8月21日(火)～同年8月29日(水) (8月29日必着) * 申込書は、横浜地方裁判所第3民事部競売物明係宛てに簡易書留郵便で提出 してください。 同係の窓口是直接お持ちになっても受け付けません。
書面審査	応募者の選考資格の有無について審査します。
筆記試験 (試験場所) 受験票で別途指定 する場所	平成30年9月26日(水) 民法、民事執行法、不動産に対する強制競売又は担保不動産競売事件における評 価に関する理論、実務知識及びそれらの応用能力について、筆記試験を次のとおり 行います。 択一式 13:30～14:30 論文式 15:00～16:30 択一式による成績が一定の水準に達しないときは、それだけで不合格とすること があります。
面接試験	筆記試験の合格者に対し、平成30年10月19日に出頭時刻等を通知し、同年 11月5日に行います。 (試験場所) 横浜地方裁判所
合格発表	面接試験合格者に対し、平成30年11月13日に通知します。

名簿掲載予定日	平成31年1月1日付けで評価 人候補者名簿に登載する。
名簿掲載予定裁判所	横浜地方裁判所本庁、 同裁判所横須賀支部及び小田原支部
名簿掲載予定人員	横浜地方裁判所本庁3名 同裁判所横須賀支部及び小田原支部 各1名

提出先・ 問合せ先	横浜地方裁判所第3民事部競売物明係 〒231-8502 横浜市中区日本大通9番地 電話 045-345-4172
--------------	---

<p style="text-align: center;">選 考 資 格</p>	<p>平成31年1月1日において、年齢が35歳以上55歳未満であること。 不動産鑑定士として5年以上の不動産鑑定評価の実務経験を有すること。 神奈川県内に住所又は事務所を有すること。 不動産鑑定業を専業とし、かつ、不動産取引業（販売、仲介、あっせん等）を兼業しない者であること。 不動産取引業を営む法人、団体の役員に就任していない者であること。 自ら不動産鑑定評価の業務を行う者であること。 特定の金融業者との間に業務上密接な関係を有しない者であること。 禁錮以上の刑に処せられた者でないこと。 不動産の鑑定評価に関する法律40条1項又は2項の規定による禁止処分を受け、その禁止期間中にある者でないこと。 現に訴訟等裁判所が取扱う事件の当事者（事件の内容に照らし、不動産執行事件の評価人候補者として問題がないと認められる者を除く。）でないこと及び従前、訴訟等裁判所が取扱う事件の当事者であった者（事件の内容に照らし、不動産執行事件の評価人候補者として問題がないと認められる者を除く。）であるときは、当該事件が完結してから5年を経過した者であること。 上記 から までのほか、不動産執行事件の評価人候補者としての適格を疑われるような事由がないこと。</p>
<p style="text-align: center;">選 考 申 込 方 法</p>	<p>次の応募書類に所要事項を記入し、封筒の表に「評価人候補者選考申込書等在中」と朱書きした上、横浜地方裁判所第3民事部競売物明係宛てに簡易書留郵便で提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価人候補者選考申込書（3箇月以内に撮影した写真を貼ったもの） ・ 選考資格に係る申告書 ・ 履歴（鑑定実務経験を含む。）に係る書面（用紙は受験者で準備してください。） ・ 返信用封筒（定形封筒で、郵便番号、住所及び氏名を記入の上、82円切手を貼ったもの） <p>* 選考資格に係る申告書は、上記の係で交付しています。また、これらの書類の郵送を希望する方は、封筒の表に「評価人候補者選考受験案内請求」と朱書きし、返信用封筒（定形封筒で郵便番号、住所及び氏名を記載の上、82円切手を貼ったもの）を同封し、上記の係に請求してください。</p> <p>* 受験票は、返信用封筒により後日郵送します。</p>

（選考申込みに当たっての注意事項）

- 1 選考資格に係る申告書を提出しない場合には、選考申込みを受け付けません。
- 2 選考資格に係る申告書の記載に不備がある場合には、所定の期間内に補正をするよう命じますが、この間に補正がなされない場合には受験を認めません。
- 3 神奈川県内に住所を有する場合は住民票（個人番号の記載されていないもの）を、事務所を有する場合は商業登記簿謄本等（個人事務所の場合は、個人事務所を神奈川県内に有する旨の上申書）を添付書類として提出してください。
- 4 いかなる場合にも、提出された評価人候補者選考申込書、選考資格に係る申告書等は返還しません。
- 5 各試験の成績が一定水準に達している者がいない場合には、全員不合格となる場合もあります。
- 6 選考に合格した者は、裁判所が定めた内容の研修（11月28日）を受けていただきます。

（受験上の注意事項）

筆記試験では、六法（判例つきのものは不可）を持参してください。
 筆記試験では、黒のペン又はボールペン（消えるものは不可）を持参してください。

*** 評価人候補者名簿に登載されると**

- ・ 職務内容・・・評価を命じられたときは、受命不動産を自ら調査して評価書を提出していただきます。
 競売事件の評価を優先して処理していただきます。
- ・ 報酬・・・評価を命じられて評価書を提出したときは、所定の評価料を支払います。
- ・ 任期・・・評価人候補者の任期は、名簿登載の日から2年です。任期は更新されることがあります。
 更新に当たっては、評価業務の実績等が考慮されます。
- ・ 名簿からの削除・・・年齢が65歳に達したときは、年齢が65歳に達した日以降の最初の12月31日に評価人候補者名簿から削除されます。その他、職務上の義務に違反した場合等評価人候補者として相当でない認められた場合には、任期にかかわらず、評価人候補者名簿から削除されます。